

諫早市運動部活動地域移行について

令和7年5月1日(木)

会場 : 飯盛中学校 体育館
諫早市教育委員会 学校教育課

本日の流れについて

- 1 部活動地域移行の背景について
- 2 諫早市の現状と課題について
- 3 諫早市における運動部活動地域移行推進計画について
- 4 諫早市の今後の取組について
- 5 地域クラブへの補助金及び助成金について

1 部活動地域移行の背景について

(1) 部活動の地域移行に係わる国・県・市のガイドラインについて

(国)

- 令和4年6月:「部活動の地域移行に関する検討会議」提言
 - ・ 少子化の中でも、将来にわたりスポーツに親しむ機会の確保など
- 令和4年12月:「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定
 - ・ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備など

(県)

- 令和2年度「長崎県部活動の在り方に関する検討会議」の設立
- 令和5年3月:「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」策定

(市)

- 令和4年11月「諫早市部活動の地域移行在り方検討会」の設立
- 令和5年10月26日「諫早市中学校部活動在り方等に関する方針」策定

(2) 部活動地域移行が目指す姿について

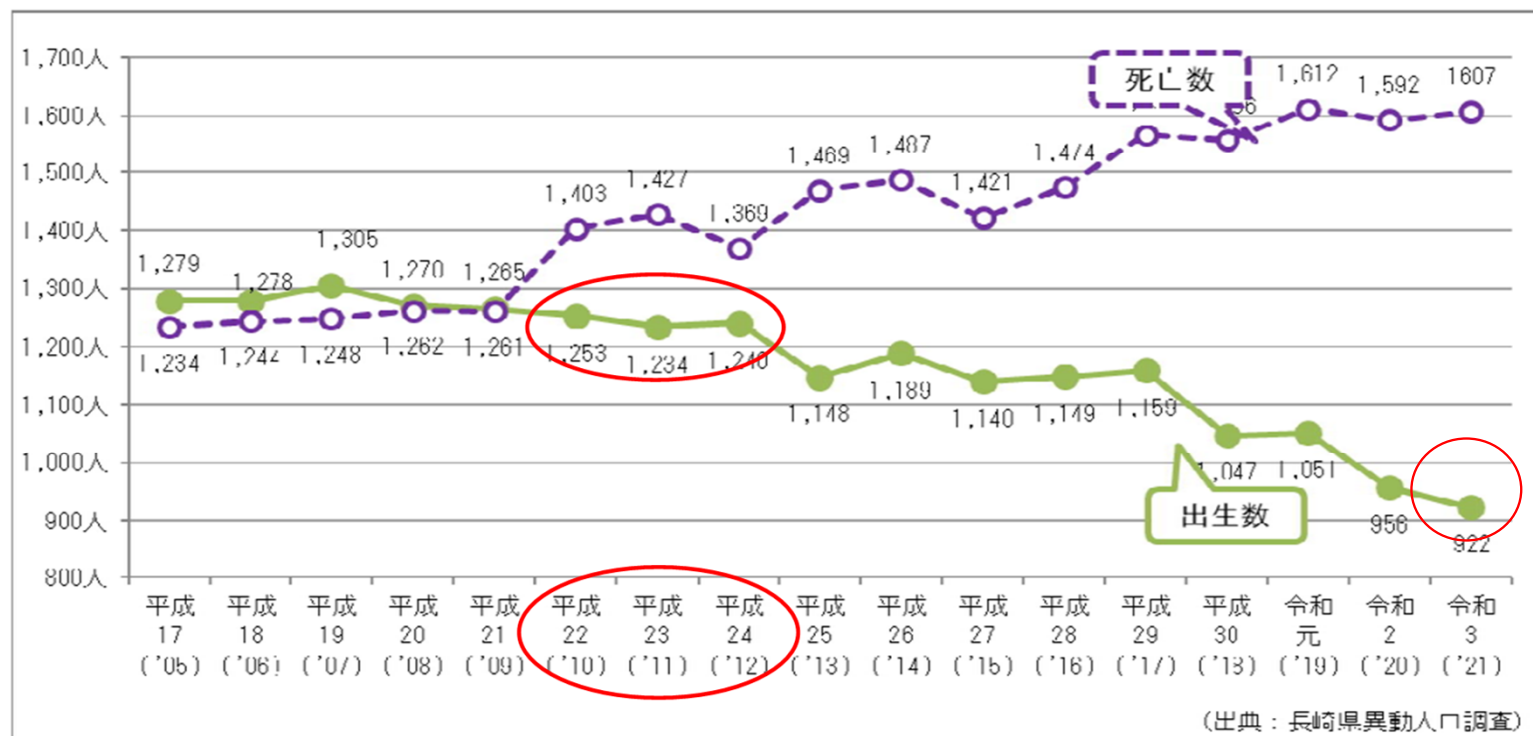
- ・ 少子化の進展により、従前と同様の学校単位の体制での運営は困難。
- ・ 地域によっては、存続が難しい

- ◆ 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保
- ◆ 「地域の子どもは地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大活用。生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。
- ◆ 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術活動の環境整備。スポーツ・文化芸術による「まちづくり」

2 諫早市の現状と課題について

(1) 諫早市における少子化の現状について

諫早市の出生数と死亡数



(2) 合同部活動(拠点校部活動)の現状について

近年の合同部活動等の現状

R4		R5		R6	
本大会	新人大会	本大会	新人大会	本大会	新人大会(予定)
【野球】 合同部活動2チーム (3校合同1チーム) 【バレー女子】 合同部活動1チーム (他校からの補充)	【野球】 合同部活動2チーム (4校合同1チーム) 【バレー女子】 合同部活動1チーム (3校合同) 【バレー男子】 合同部活動1チーム	【野球】 合同部活動2チーム (4校合同1チーム) 【バレー男子】 合同部活動1チーム 【バスケット女子】 合同部活動1チーム	【野球】 合同部活動3チーム (3校合同1チーム) 【バレー男子】 合同部活動1チーム 【バスケット女子】 合同部活動1チーム (3校合同)	【野球】 拠点校部活動3チーム (拠点校部活動との合同部活動1チーム) 【サッカー】 拠点校部活動1チーム 【サッカー】 拠点校部活動1チーム 【柔道】 拠点校部活動1チーム 【バレー男子】 合同部活動1チーム	【野球】 ・拠点校部活動3チーム (拠点校部活動との合同部活動1チーム) 【サッカー】 拠点校部活動1チーム ・合同部活動1チーム 【バレー男子】 合同部活動2チーム 【バレー女子】 合同部活動3チーム 【バスケット女子】 合同部活動1チーム 【ソフトテニス男子】 拠点校部活動1チーム

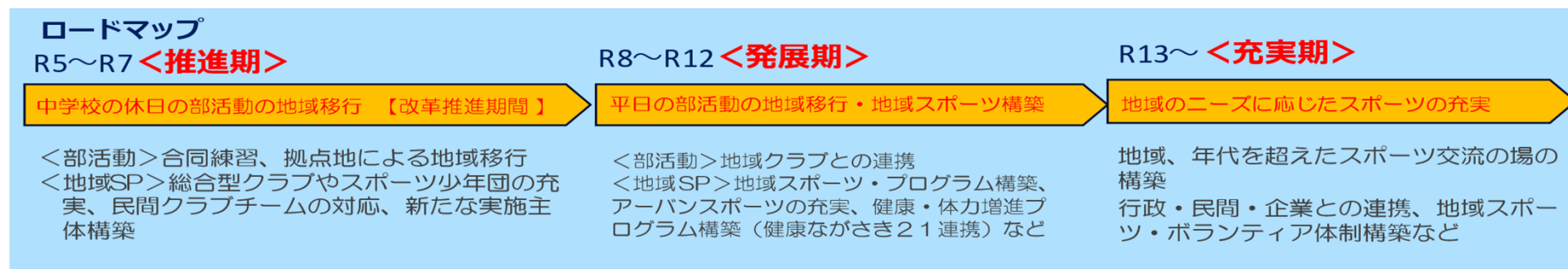
合同部活動等の現状

R 6	
本大会	新人大会（予定）
【野球】 拠点校部活動 3 チーム （拠点校部活動との合同部活動1チーム） 【サッカー】 拠点校部活動1チーム 【柔道】 拠点校部活動1チーム 【バレー男子】 ・ 2校合同1チーム	【野球】 ・ 拠点校部活動 3 チーム （拠点校部活動との合同部活動1チーム） 【サッカー】 拠点校部活動 1 チーム ・ 合同部活動 1 チーム 【バレー男子】 合同部活動 2 チーム 【バレー女子】 合同部活動 3 チーム 【バスケット女子】 合同チーム 1 チーム 【ソフトテニス男子】 拠点校部活動1チーム

3 諫早市における運動部活動 地域移行推進計画について

(1) 運動部活動地域移行の方向性（県）

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始（本県は6年度から開始）から3年後の令和7年度末を目途
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、
地域の実情等に応じ、可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、
地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等
にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



(2) 諫早市運動部活動地域移行推進計画Ⅰの概要

R5～R7 〈推進期〉

休日の部活動の地域移行

【部活動】

- ・ 休日の運動部活動の指導を指導者・保護者へ移行。
- ・ 東西南北ブロック及び近隣校との拠点校部活動の推進。
- ・ 休日における各競技での合同練習会の推進。

- ・ チーム登録に係る整備
- ・ 会場借用の規約作り
- ・ 教職員の兼職兼業の整備
- ・ 指導者研修の整備、開催
- ・ コーディネーターの整備、配置
- ・ 各競技団体の連携、整備
- ・ 指導者バンクの整備
- ・ スポーツコミッションの準備・設置

R8～R12 〈発展期〉

平日の部活動の地域移行
・ 地域スポーツ構築

【部活動→地域クラブ】

- ・ 平日の運動部活動の指導を指導者・保護者へ移行。
- ・ 運営主体（受け皿）への移行。
- ・ 活動組織の地域クラブへの移行

【所管組織：行政】

- ・ チーム登録に係る整備
- ・ 会場借用の規約の運用
- ・ 教職員の兼職兼業制度の確立
- ・ 指導者研修の開催及び啓発
- ・ コーディネーターによる地域移行の充実
- ・ 各競技団体の連携、整備
- ・ 指導者バンクの運用
- ・ スポーツコミッションの確立

R13～ 〈充実期〉

地域のニーズに応じた
スポーツの充実

【地域クラブ】

- ★ 地域に根付いたスポーツ環境の整備及び充実を図っていく。
- 【運営主体】
- ・ 道場等のクラブチーム
- ・ 民間スポーツクラブ・各競技団
- ・ 保護者会・民間企業体等

- ・ チーム登録に係る業務の充実
- ・ 活動場所の整備
- ・ 指導者の派遣及び兼職兼業の充実
- ・ 指導者研修会の充実
- ・ 各競技団体の連携、整備
- ・ スポーツコミッションの充実

R 5 ～ R 7 〈推進期〉

休日の部活動の地域移行

【部活動】

- ・ 休日の運動部活動の指導を指導者・保護者へ移行。
- ・ 東西南北ブロック及び近隣校との拠点校部活動の推進。
- ・ 休日における各競技での合同練習会推進。

【所管組織：行政】

- ・ チーム登録に係る整備
- ・ 会場借用の規約作り
- ・ 教職員の兼職兼業の整備
- ・ 指導者研修の整備、開催
- ・ コーディネーターの整備、配置
- ・ 各競技団体の連携、整備
- ・ 指導者バンクの整備
- ・ スポーツコミッションの準備・設置

(3) 地域クラブへの移行の形について

【推進期】

令和7年度末

【発展期】

令和12年度末

〈休日〉

〈平日〉

学校部活動

拠点校部活動

合同部活動
(救済処置)

①保護者・外部指導者型
地域クラブ

②競技団体主導型の
地域クラブ

③既存のクラブチーム
・道場等

④民間クラブチーム

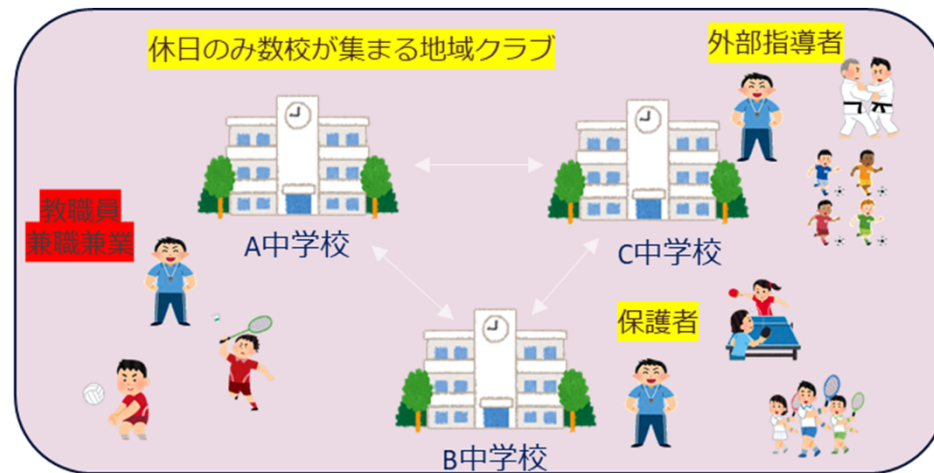
⑤民間企業クラブチーム

【地域クラブ】

- ・保護者・外部指導者型
地域クラブ
- ・競技団体主導型
地域クラブ
- ・既存のクラブチーム
- ・道場等のクラブチーム
- ・民間クラブチーム
- ・民間企業クラブチーム

① 保護者・外部指導者型地域クラブ

- ・現在行われている部活動(拠点校部活動を含む)が休日のみ地域クラブに移行する。
- ・平日は、部活動で活動し、休日のみ数校が合同で地域クラブに移行する。



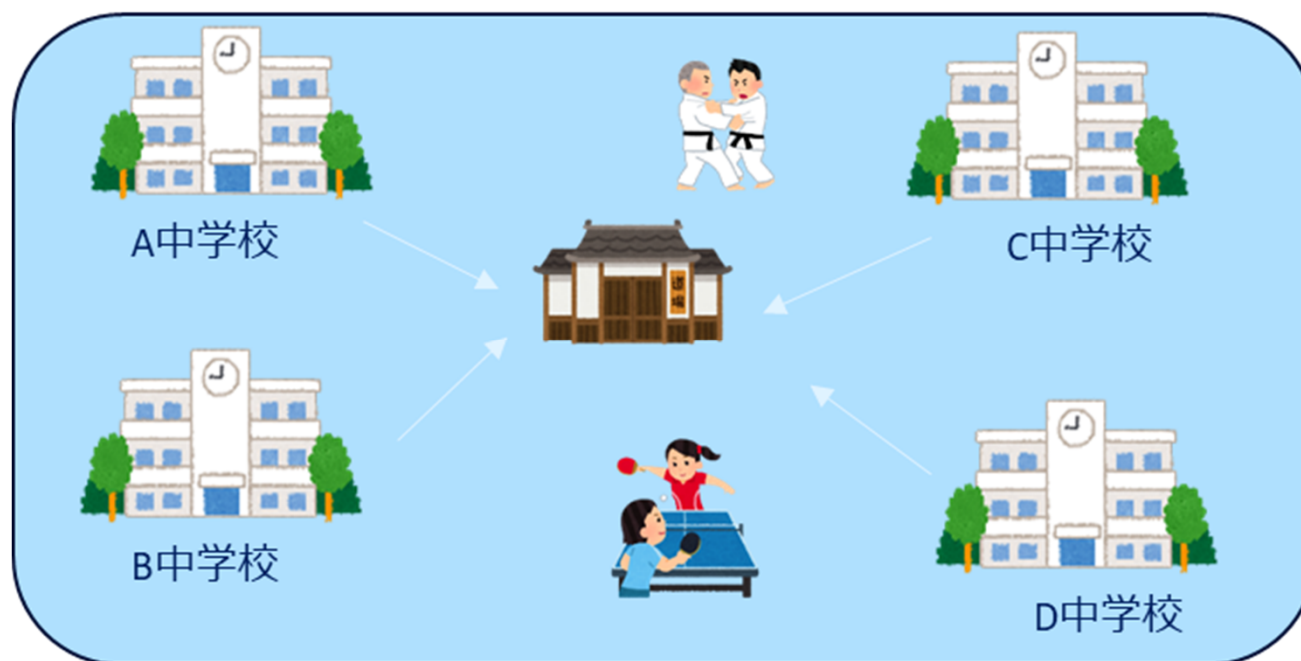
② 競技団体主導型の地域クラブ

- ・競技団体が休日に主催する合同練習会を基盤に、休日のみ地域クラブを作り、移行する。



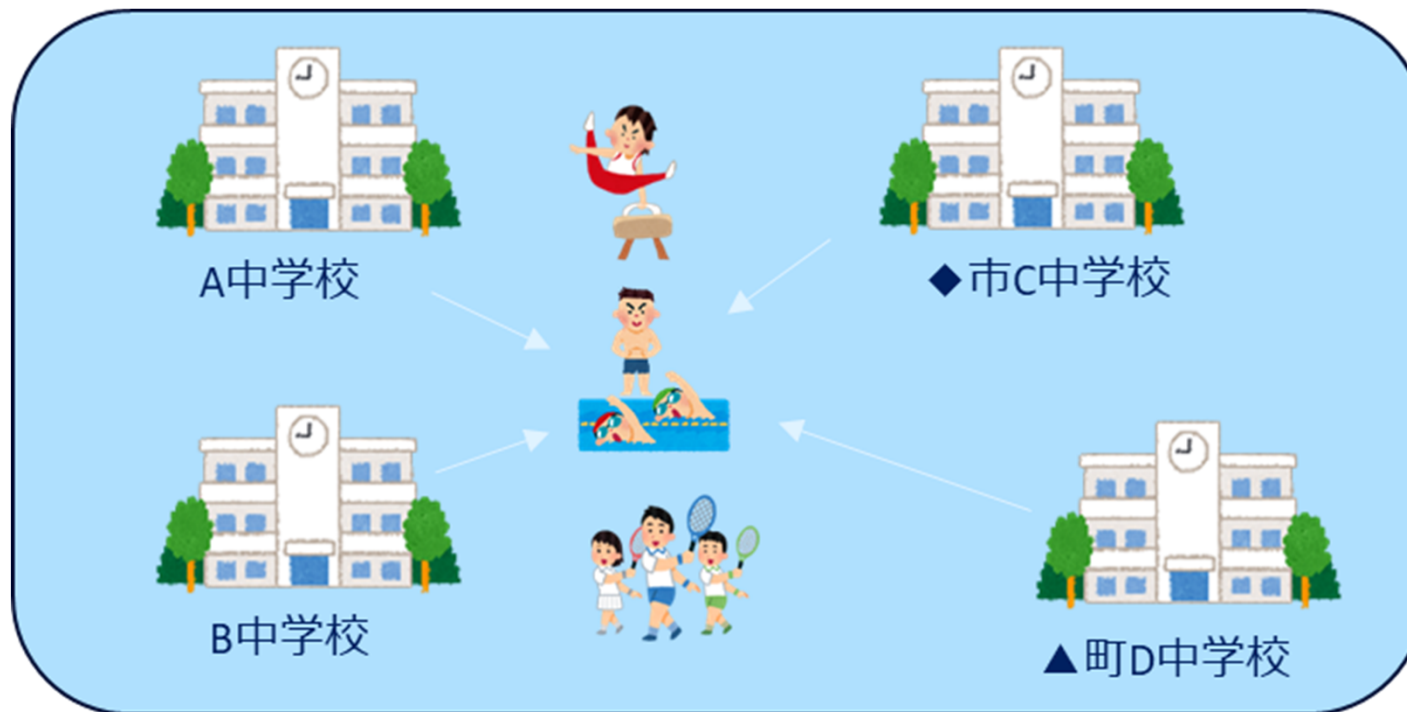
③ 既存のクラブチーム・道場

- ・既に地域に根付いているクラブチームや地域の道場、(小学校のクラブチーム)で休日のみ移行する。



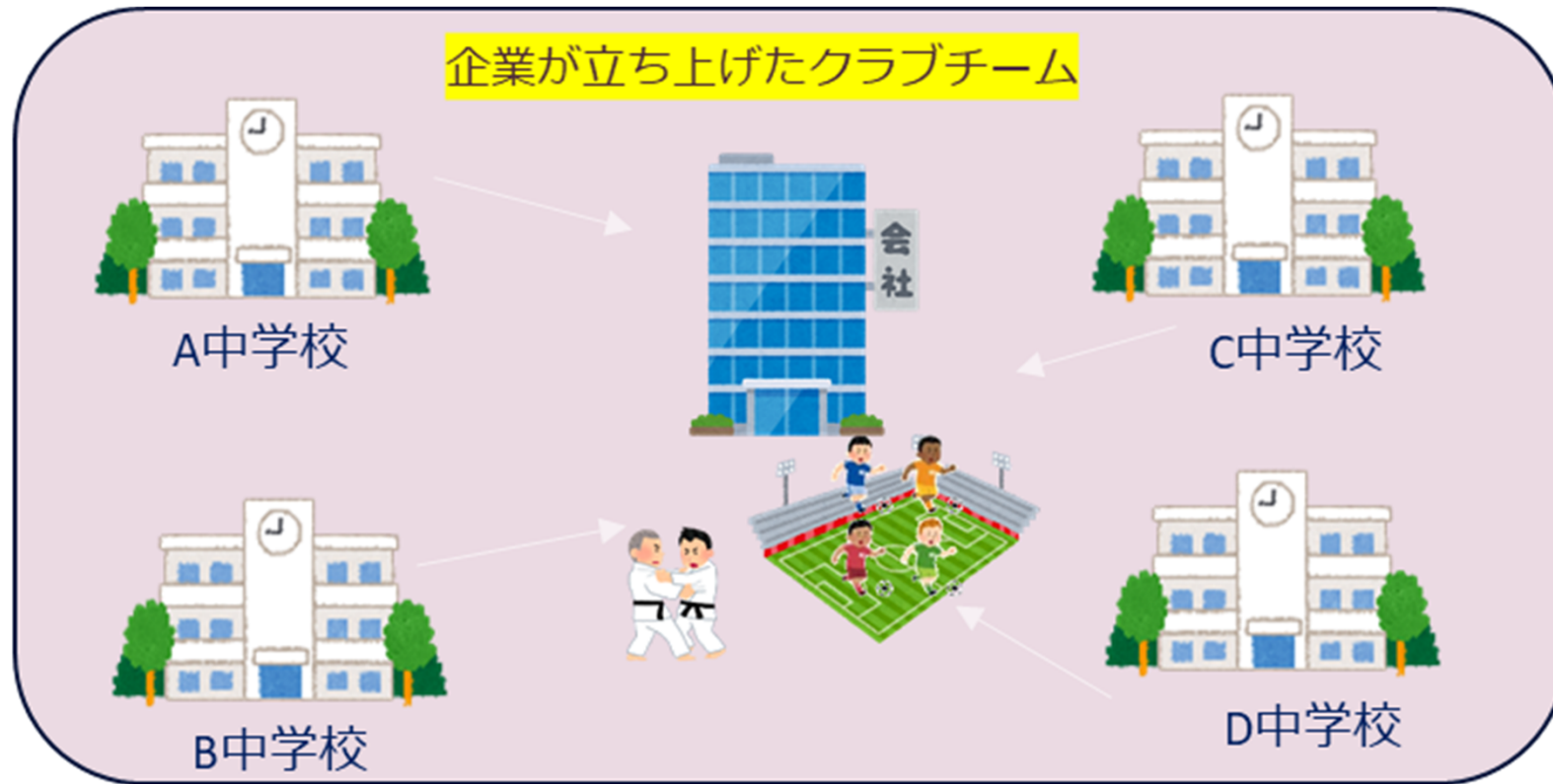
④ 民間クラブチーム

- ・スイミングスクールや体操教室などの民間のクラブチームに移行する。



⑤ 民間企業クラブチーム

- ・企業が立ち上げたクラブチームに移行する。



【その他】

- ※ すでに平日も含めてクラブチームとして、活動を行っているチームもある。
- ※ 休日の移行ではなく、平日も含めて移行するチームもある。
- ※ 自校に部活動が無く、休日のみ地域クラブに所属することや休日のみ新たに地域クラブを立ち上げることもある。

4 諫早市の今後の取組について

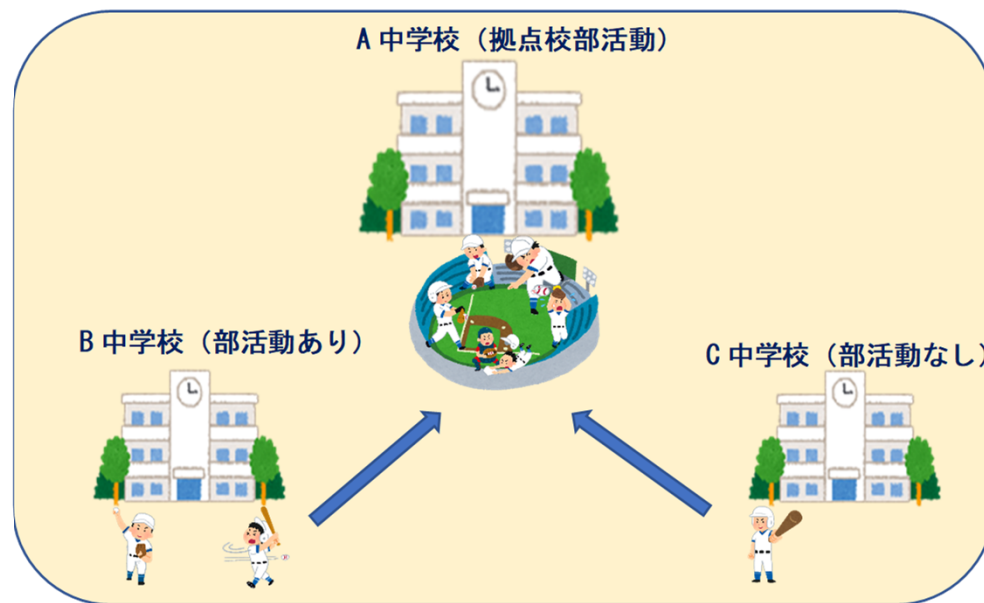
(1) 拠点校部活動について

合同部活動(救済処置)

【少人数合同・補充合同・付帯合同】



拠点校部活動



(2) 諫早市地域クラブの登録申請について

○ 地域クラブへの登録に伴うメリットとして

【部活動の地域移行に伴った各種補助を検討】

- ・体育施設の使用料を申請により減免
(④民間クラブチーム・⑤民間企業クラブチームは除く)
- ・中総体において、地域クラブで上位大会出場した際の旅費の補助(中体連から支給)

など

○ 地域クラブへの登録に伴うメリットとして

- ・指導者の資質向上のための研修への案内
- ・指導者のマッチング
(県指導者エントリーシステム・競技団体へ相談)

○ 地域クラブ認定規定について

【クラブの組織に関すること】

- ・ 原則、市内の児童・生徒で構成された地域クラブであること。
- ・ 活動拠点は原則として諫早市内とし、移動については、児童生徒やその保護者の過度な負担にならないこと。
- ・ 以下の条件を満たす規約(会則)を作成しており、それらの内容が教育上、児童生徒の健全育成に際し、適正であると認められること。
 - ・ 目的・運営主体(役員)・入退会・会費等・活動場所
 - ・ 活動時間、休養・保険・会議(総会)等

など

○ 地域クラブ認定規定について

【地域クラブの活動方針や指導方針に関すること】

- 活動の教育的効果や意義を正しく理解し、勝敗などに偏った指導にならないようにすること。
- 体罰や暴言等、児童生徒の人権を侵害する行為を行わないこと。
- 「諫早市中学校部活動在り方等に関する方針」に沿った活動を行うこと。

【学校が行う取組について】

- 地域クラブに移行することへの啓発活動
- 部活動振興会等の規約の整理
- 教職員指導者の整備（兼職兼業手続き等）
- 活動場所の確保

【運動部活動(保護者会)が行う取組について】

- 休日の地域クラブの活動主体の決定(5パターンを参照)
- 地域スポーツクラブ登録申請について
 - 組織としての規約の作成
 - 活動保険への加入
 - 活動場所の確認
- 施設減免申請登録
- 指導者の確保及び謝金の有無について

5 地域クラブへの補助金及び助成金について

(1) 地域クラブ活動支援費補助金について

平日も含めて、完全に移行した地域クラブには年間50,000円の活動支援補助金を支給する。6月30日までに申請が必要である。

※ ただし、地域クラブ登録を3月1日～5月31日までにを行う必要がある。

(2) 指導者資格取得費用助成金について

助成金の額は、必要経費の上限3千円を地域クラブ指導者1名につき1回の助成とする。

【支給の条件】

- ① 「諫早市地域クラブ認定制度について」の規定に基づき認定された団体であること。
- ② 諫早市立中学校の生徒で構成されている団体であること。
- ③ 学校部活動が地域移行した団体（平日及び休日の全ての活動が移行しているものに限る。）又は学校部活動の代替として地域住民等により組織された団体であること。
- ④ 当該団体に所属している生徒の在籍校に当該スポーツ及び文化芸術活動の学校部活動がないこと。